企画競争実施の公示

平成29年9月25日

近畿運輸局 観光部 国際観光課長　廣瀬 洋一

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1．業務概要

（1）業務名

ビジット・ジャパン地方連携事業

ILTMカンヌ出展事業（富裕層誘致事業）

（2）事業の目的

本事業はビジット・ジャパン地方連携事業（以下、「VJ地方連携事業」という。）の一環として、近畿運輸局と日本ラグジュアリートラベルアライアンス（以下、「連携先」という。）が連携して実施するもので、海外旅行での消費額が大きく、また、幅広いネットワークと質の高い発信力を有する海外の富裕層の誘客を促進するため、本年12月にフランス・カンヌで開催される、世界の富裕層旅行を取り扱う旅行業界関係者が集う商談会「インターナショナル・ラグジュアリー・トラベル・マーケット」（以下、「ILTM」という。）において、ラグジュアリーデスティネーションとしての日本の魅力を発信し、富裕層の更なる誘客及び日本のブランド力の向上を図る。

（3） 事業の概要

平成29年12月4日（月）～12月7日（木）にフランス・カンヌで開催される ILTM において、ジャパンブースでの出展及び Participants Lounge における日本ラグジュアリートラベルアライアンスの PR を行う。

（4） 事業の具体的内容

インターナショナル・ラグジュアリー・トラベル・マーケット出展

①名　　称　インターナショナル・ラグジュアリー・トラベル・マーケット

②開 催 日　平成29年12月4日（月）～平成29年12月7日（木）

③会　　場　Palais des Festivals et des Congrès de Cannes

（1 La Croisette, Esplanade du Président George Pompidou, 06400 Cannes, France）

④主　　催　Reed Travel Exhibitions

⑤事 務 局　ILTM 日本事務局（株式会社アールプロジェクトインコーポレイテッド内）

⑥ジャパンブース運営事務局　株式会社JR西日本コミュニケーションズ

⑦出展内容　ジャパンブース及び Participants Lounge へ出展し、日本ラグジュアリートラベルアライアンスの PR を行う。

（5）履行期限

平成30年2月2日（金）

2．企画競争参加資格要件

（1） 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

（2） 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」において、競争参加地域が「近畿地区」の一般競争参加資格を有するものであること（但し、地方自治体を除く）。

（3） 近畿運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

（4） 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3．手続等

（1）担当部局

〒540-8558　大阪市中央区大手前4－1－76　近畿運輸局観光部国際観光課

TEL 06-6949-6796　FAX 06-6949-6135

（2）説明書の交付期間、場所及び方法

平成 29 年 9 月 25 日（月）から平成 29 年 10 月 10 日（火）17 時まで、場所は上記（1）に同じ。

（3）企画提案書の提出期限、提出先及び方法

平成 29 年 10 月 11 日（水）17 時 00 分、提出先は上記（1）に同じ。

持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて、8 部提出のこと。（書式は、A4縦、横書き、左綴じとする。）

（4） 説明会の日時及び場所等

説明会は実施しない。

（5） 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない。

4. その他

（1） 手続きにおいて使用する言語及び通貨 ： 日本語及び日本国通貨に限る。

（2） 関連情報を入手するための照会窓口 ： 上記3.（1）に同じ。

（3） 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

（4） 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

（5） 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

（6） 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

（7） 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

（8） 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。

①特定した企画書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日

②企画競争参加者毎の審査及び評価項目毎の得点及び合計点

（9） 事業の詳細は説明書による。